

Title	ドルチエスタア事件とオーウェニズム
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.5 (1909. 12) ,p.524(98)- 534(108)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091200-0098">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091200-0098</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

る貧困と極端なる富奢との忍ぶ可からざる對照を見て現に不安の念を禁ずると能はざるなり。此状態の存續する限り、社會主義者及び無政府主義者は、現在の不公平を醸したる制度を破壊し去り以て此悲しむ可き對照を消滅せしむるを得る終局の權力あることを永久に指摘號叫す可し。斯かる絶叫に對して憲法擁護論者の採り得可き最も有効なる方策は他なし、國家が自ら適法に其機關を運用することによりて彼等の希望する目的を成就するにあり。國家が自ら進んで斯かる政策を採用することに反對する金力政治の主張者は自己の利益が危殆に瀕することを知らざる盲者と評す可きものにして結極佛國革命の夕に際して古代制度を首唱したる者と同一の運命に遭遇することを免がれざる可し。(終)

### ドルチエスタア事件と オーウニズム

高橋誠一郎

英國南部諸州の農業労働者は農業家の黙契、防穀令の影響及び救貧法の悪結果を受けて久しく暗黒なる運命に沈みつゝありしが、一千八百廿九年の凶年に際して窮乏殊に甚しく、終に飢餓に瀕せる窮民の蜂起と爲り、機械の破壊穀倉の焼打頻々として行はれ、翌三十年に至り軍隊を動員して漸く之を鎮壓することを得たり。而して一千八百三十一年より三十二年に亘りて労働階級間に賃銀引上りの一般的運動起り、農業労働者亦之に加りたるが中に、トッドパッドルの労働者は雇主と協議を開始し、彼等をして同地方に於ける他の耕主と同率の賃銀を支拂はしむることを約定せしめて始めて業に復したり。然るに雇主は約を履行せず、他の耕主等は一週十志を支給しつゝあるに拘らず九志以上の賃銀を與ふるを拒み、更に翌三十三年

にはこれを引下げて一週八志と爲せり。此賃率引下は當然労働者の不満を買ひ、兩三名の廢疾者を除き全村悉く起ちて同地の治安判事ダブルユー、エム、ピットに哀訴せり。蓋し彼等は尙ほ治安判事が賃銀を決定し労働契約の紛争を裁定するの權能を有することを信じたればなり。ピットは彼等に告げて兩三名の代表者を選びて次週土曜日カウンチー、ホールに來らば地方判事長ジェムス、フラムトンに通告し、雇主を召喚して事の解決を告げしむ可きを約せり。代表者は指定の如くカウンチーホールに至れり。然るに治安判事は雇主を強制して一定率の賃銀を支拂はしむ可き法規なきを以て雇主が適當と思惟したる賃率の下に労働するの止むなきを告げたり。労働者は固より之に満足すること能はず、寺區の僧侶ドクトル、ワレンに迫りて既存の契約に對し證人たらんことを懇請せり然も同僧侶は曾て労働者等の正當なるを保證せるに拘らず、雇主の暗示に基き其前約を棄却せり。爾後労働者は無念を忍びて労働を續けつゝあり

しが賃銀は更に下りて一週七志と爲り、次で六志に下落せんとするに至れり。一千八百三十三年十月恰も此窮厄の秋に際し二名の全國聯合労働組合代表者は同村を訪ひ終に彼等の間に労働組合の成立を見るに至りしなり。組合員は當時の慣例に倣ひて誠實の誓約を立てたり。誓約と稱したればとて毫も不都合の點なきものにして、唯だ古昔の座共濟組合、フリーメーカーズ及びオーレンジマンに於けると等しく組合の規約を遵奉し、秘密を他に漏洩することなく、組合員相互に忠信を旨とす可きを宣言したるに過ぎざるなり。

一千八百三十三年十二月九日エドワード、レッグと呼べるコムモン、インフーマアは同組合の密會所を訪ひ、組合員たらんとを求めたり。一千八百三十七年此事件の顛末を公にしたるジョージ、ラヴレスは彼れレグが如何にして、將た何人に依りて紹介せられて此所に至りしやを知らずと記せり。翌一千八百三十四年二月二十一日耕主等は治安判事を説きて、組合に加入せる労働者は七ヶ

100 年の流刑に處せらる可き旨を各所に公告せしめたり。ラヴレスは此公告に接して「これ實に余が斯くの如き組合を禁ずるの法令存することを聞知せる始めなり」と謂へり。獨りこれを聞知せざりしは彼のみならず、何人と雖もそを知悉せざりしなる可し。此公告の發せられたるは正に組合禁止法撤廢の後八年にして明に不法の擧たるものなりしなり。

此不法の公告發せられてより三日、即ち二月二十四日の早朝ジョージ、ラヴレスが將に日常の仕艸に着手せんとしてありし時、寺區の警部來りて彼に向つて曰ふ「余は治安判事より汝に對する逮捕状を受けた」と。ラヴレスは驚駭して其理由を問へり。警吏は黙して令状を示したり。彼は更に治安判事の前に赴かんとするや否やを問へり。彼は言下に然りと答へたり。彼と其六人の同志とは警吏に伴はれて七哩歩行し纏てドルナエスターに達したり。此處にジエムス、フランプトン外一名の判事は彼等を受取り、例のレッグは證人とし

て控へたり。彼等は幾多の尋問を受けたるも、其答辯は常に「吾人は如何なる法律にも違犯しつゝあることを心付かざりき」といふに在り。レッグは彼等が十二月九日の集會に参加せることを立證せり。彼等は孰れも搜索を受けたる上、着衣を脱がれ、頭髮を剪られて次の土曜日に至るまで五日間幽囚せられたり。

三月一日彼等は治安判事の前に引出されて審問を受けたるが、此時に於ても證人たりし者は僅にレッグあるのみ。而して三月十五日カウンチー、ホールに於て審問を受くるに及びロックと稱する者別に證人として現れたり。辯護師、判事、法教師等は被告の内より他の者に對する證人を出さしめんと盡瘁せり。然れども彼等は放免を餌として誘はれたるに拘らず悉く之を拒めり。彼等が誓約を立てたる一事の外、犯罪の證據は皆無なり。證人等は被告等が誓約を立てたるを證言せり、これ蓋し彼等の拒むこと能はざる所なり。而して其誓約の如きは組合員たる者が組合の拘束を受くること

101 を約すると共に亦國法に違犯することなきをも併せて誓へるものなり。斯くの如き誓約を有罪ならしむ可き組合禁止法は既に廢止せられ、ジョージ四世即位第六年法律第二百二十九號中にもこれを復活するとなきなり。而も暴虐なる權力は尙ほ彼等に對して有罪の判決を下さんと焦慮せり。被告をして不利なる地位に陥らしめんが爲めに行はれたるあらゆる搜索も悉く失敗に歸せり。彼等の雇主すら彼等が平生正直方正にして且つ勤勉なることを承認せざると能はざりき。唯だ彼等をして著しく不利ならしめたるは彼等が孰れもメソヂスト教徒にして内二名は地方巡回牧師たりし一事なり。而して彼等の犯罪を確實ならしめんが爲めに引用せられたるはジョージ三世第三十七年法律第二百二十三號なり。同法は實にノール河の騷擾事件が動機と爲りて海員の擾亂を鎮壓せんとの目的を以て一千七百九十六―七七年に發布せられたるものなり。新に判事の椅子に座せる男爵ジョン、ウイリアムスは「斯くの如き組合にして存在を許されんか、徒

らに雇主を害し、企業を滯滞せしめ、財産權を侵害するに終らんのみ」と論じラヴレスは六名の被告に代りて「余等は何人の名譽、資格、身體、財産を毀損したることなし。余等は唯だ同盟の力を以て余等及び余等の妻子を羞辱と飢餓の裡より救はんとしたるのみ。余等は判事の述ぶるが如き所爲を行ひ、若しくは行はんとせるものにあらざることを何人に對しても證言することを得るなり」と述べたり。

二日の後、彼等は判決を受けんが爲めに再び法廷に呼出されたり。判事は彼等に告げて曰く「被告等が既に遂げ若くは將に遂げんとせる所爲に對するにあらず、寧ろ他に對する般鑑として本官は被告全部を陛下の領海を越えて七年間追放するの判決を下すの義務あるものと信ず」と。

果然不當なる判決に對する非難攻撃の聲は全國を通じて起り、庶民院に於てはジョセフ、ヒューム、ウイリアム、コーベット、ダニエル、オーコンネル、サー、ウイリアム、モーレスウオス、ジエ、

エー、ローバック等は孰れも憐む可き労働者等の爲めに叫び、院外に在りてはロバート、オーウェン、フランシス、プレース、ウエード博士、ジエ、エス、ブル師等均しく犯人の宥恕を主張せり。然るも政府の態度は頗る頑強にしてプロハム卿すらメルボルン卿の放免反對の態度を援助したる程なりき。倫敦タイムス紙の如きも亦同判決に賛し「有害なる組合の精神は今や悪疫の如く全國の労働者を襲ひたれば」斯くの如き舉に出づるは蓋し策の得たるものなりと論せり。これが爲めに同紙は労働者の怒を買ひ、彼等は相約して同紙を購入せる酒店又は珈琲店に入ること拒みたり。

此秋に際し全國聯合労働組合は時の政府が想像したるよりも更に大なる勢力を示せり同組合は其全機關を擧げて請願の準備及び集會の開催に忙しく、從來聯合の外に立ちし北部諸州の五大組合即ち建築職工組合、リーズ、ハツダーアスフイルズ及びブラッドフォード地方組合、織工組合、綿絲紡績職工組合並に陶工組合は此機に乗じて代表者を倫

敦に派し、聯合組合の執行委員を援助せしめたり多數の労働組合員はメルボルン卿に願文を捧呈するの目的を以て内務省に向ひ大行列を行ふ可しとの報道は閃電の如く倫敦市中に傳播して敵も味方も一様に恐怖の念に打たれたり。一千八百三十年の巴里革命は猶ほ人々の記憶に新なる所にして、タイムス紙は其日々の社説欄に於て此種の行動を非難し之を未發に防止するに努めたり。臨時募集の警吏と軍隊とは労働階級の蜂起を鎮壓するが爲めに倫敦市中に入れり。

然れども記憶す可き一千八百三十四年四月二十一日は終に至れるなり。ロバート、オーエン及び其友人等は最も巧妙に此運動を指揮せり。新募の警吏の干渉を防ぐが爲めに行列の勢揃を行ふ可きコッペンハアゲン、フイルズの空地は豫め持主に對し借入の手續を了せり。各職工は孰れも赤色のリボンを着け、各職業を表せる三十三流の旗旗の後に従ひて整々堂々と練り出せり。行列の先頭にはアーサー、エス、ウエード博士神學博士の正服を

着し、同じき緋の頭巾を戴き馬上揚々と打せたり。而して此行列に加はれる労働者中裁縫職工のみにては五千七百人強を算し、建築業者の如きは其使雇せる労働者が悉く行列に加はりたるが爲めに全く其業を中止せざるを得ざるに至れり。斯くて六七哩に亘れる長蛇の如き四萬乃至五萬の大衆は請願書を收めたる輿を擔げる十二人の労働者を擁し、後には五萬乃至六萬の彌次馬を従へて内務省に押寄せたり。五名の代表者は内務大臣と會見するの目的を以て進みしも、請願は斯くの如き形成を以て受理せらる可きにあらず、他日正當の手續を履みて提出せられなば之を受理す可しとの通告を得るや、行列は同省を引上げ議院街を下り、ウエストミニスター橋を渡りセントン公園に至り、小憩の後、行列と其彌次馬とは靜に解散して毫も警吏と軍隊とを勞せしむることなかりき。

此の間にヒューム、ローベック、トムソン、オーコンネル等は各雄辯を振ひて不當の判決を論難するに努めしも、政府は容易に其違法なることを

認任せず。不幸なる労働者等は遠流の航路を進めつゝあるなり。

ドルチエスター事件は労働組合の儀式より誓約の一事を除くに至らしめたり。一千八百三十四年四月建築職工組合先づ之を廢し、聯合組合及びリーズ其他の組合皆直ちにこれに倣ひて誓約を廢止せり。然れども苛酷不當なる法官の判決は組合の積極的政策を沮止するに足らずして、其後間もなく倫敦裁縫職工は労働時間短縮の目的を以て總同盟罷工の舉に出で、二萬人の職工は労働を廢し偏に全國労働組合基金の補給に俟つに至れり。これが爲めに同組合は一千八百三十四年五月各組合員より十八片を徴するの必要に迫り、彼等の間に多少の不満の種を播きしが、然も這個の手段を以てするも尙ほ罷工者に對する補給が一週間四志に下るを防ぐこと能はざりき。而して其結果は罷工者をして漸次雇主の提示せる條件の下に復業するの已むなきに至れるの一事に外ならざりき。

這般の失敗は著しく全國聯合組合の信用を減殺せ

しめ、倫敦製靴工の如きは組合が其同盟罷工を許可せざるや、五百〇六票に對する七百八十二票の多數を以て聯合より脱することを決議し、自己の負擔を以て同盟罷工を行へり。而して組合的運動の蒙りたる更に重大なる打撃は一千八百三十四年七月倫敦建築業者の行へる同盟解雇なり。斯業の労働者は建築職工組合に加入せずして却つて全國聯合組合に加入し居りしが一千八百三十四年夏キユビット商會の職工はコンブ、デレフイールド會社が労働組合員を雇ふことを拒みたるを怒り其返報として同會社の麥酒を飲用せざることを議決せり。此一瑣事は端なくも労働組合の運動を憎惡する雇主等の同盟解雇と爲り、政府の各局部も亦私人企業と行動を供にせり。争闘は同年十一月まで繼續せしが労働者は雇主の要求殆ど全部を容れて復業せり。其結果倫敦建築職工の組合組織は全く崩壊せんとするの傾を生じ、全國聯合組合の威信は俄然地に落ち幾多の職工等は再び其地方的小組合に據るとは爲れり。肅殺たる秋は斯くし

て労働組合の世界を訪れたり。這個一千八百三十四年に於ける新組合主義の失敗は蓋し當時に於ける労働者の理想のみ徒に大と爲りて毫も實際の手段方法の之に伴ひて進捗する所なきを示すものなり。會議に際しては彼等は新天地の現出を夢想しつゝある理想家なり、博愛主義者なり、教育者なり、社會主義者なり、道德論者なり。然も實際の戦線に立ちては彼等は尙ほ依然として同盟罷工とボーイコットの幼稚なる武器を有するに過ぎず、時に資本階級の恐怖と憎惡とを買ひ、時に輕侮蔑視の目標と爲り、常に其壓迫を蒙りて貧窮悲慘を極めたる一千八百二十五年當時の半自由的體僕の境涯を脱すると能はざりき。新理想を抱きつゝ古き武器を執りて戦へる彼等は到底實際の勝利を收むるに難く、曾て不振なりし市場に敗れたる彼等は今や好況なる市場に於ても敗北を重ねつゝあるなり。彼等は更に狭少にして更に實行し易き目的に其精力を集中するに至るまでは長く失敗の歴史を繰返さるを得ざりき。

英國労働者の境遇當に斯くの如くなるの時に於て彼等の間に在りて最も多數の歸依者を有し長く彼等の思想を支配せる者はロバート、オーウエンなり。當初労働者を捕へたるはコーベット一派の政治的民主主義の思想なり。幾多の労働組合は彼の感化を受けて其本来の職能の外に普通選挙の運動を加味するに至れり。然るにロバート、オーウエンは政治的民主主義を以て産業的民主主義の次位に立つものと爲し、コーベット一派が選挙法改正法案の通過を以て能事終れりと爲せるに反し、彼は労働者が自ら進んで一般的組合を組織し生産を司るに至らんか、社會の政治的組織の如きは一瑣事に歸す可きを論證せり。彼は労働者の生活標準の下降を以て極端なる自由競争の結果に歸し、之を抑制するの目的を以て工場法案の制定及び「最長時間と最低賃銀を定めんが爲め」組合組織の必要を提論し、斯くて其唱導せる八時間労働の案はフイルデンの刺戟に由りてランカッシーヤ紡績職工の行へる八時間労働要求の同盟罷工と爲り、延

きては機業都市に於ける労働時間短縮委員の選定と爲り、纏て十時間法制定の遠因と爲れり。以上の點に於ける彼の労働政策は大に賞賛に値するものなるも、然も彼の思想は單に此點に止る能はず、更に其政策を進めて一種の空想郷に入らしめたり。著しく彼の感化を蒙りたる労働階級は生硬なる思潮に驅られて殆ど實行す可からざる社會政策を企圖するに至れり。オーウエンは初期の基督敎徒の如く現時の社會組織に對する最終審判の日が將來に來らんとしつゝあるを信じたり。斯くて表る可きものは全産業が悉く資本家の手を離れて總て組合の手に依つて行はる可き新時代の曙光なり。組合に使雇せらるゝ労働者は労働者たると同時に亦企業の所有者にして、組合には雇主なる特殊階級の存在することなく、労働者は同時に自己の雇主に外ならず、一部分は勞銀として、一部分は該企業に投入せる資本に對する利子及び配當として、一部分は生産的企業全部の所得即ち利潤中労働に對する配分として收入を得るなり。當時の労働者は

只管此幻影に憧憬れ、資本制度の終焉近けるに心矯りて雇主に對する倨傲なる態度、輕侮なる言語とは爲れるなり。マンチエスター及びブリヴァプールの企業家が建築職工組合の挑戦に應じて組合を脱するの證書に署名せざる者の使雇を解けるは半ば彼等労働者の暴慢なる態度に對抗するの受働的手段として發せるものなり。労働者が自己の天下を夢想して盲動しつゝある間に社會の上層階級は彼等をして甞に屈伏せしむるに嫌らず、更にこれを大々的屈辱の地位に置かずんば已まざらんとせり、労働者は三十二年の改正法に於て選舉權を得ること能はずして其政治的運動絶望と爲れるに反し、企業家は政治上司法上の權力を利用して時の政府を動し労働者の結社を迫撃するに躊躇するることなかりき。

本稿の主題たるドルチエスター事件に座して流罪に處せられたる六名の農業労働者は即ち此時代の犠牲となりしものにして、彼等は久しく鐵鎖に繋がれて路上に勞役し或は官有の壟圃に耕作を命

せられてあらゆる苦楚を嘗めしが、示威運動、請願、議會に於けるサー、ウイリアム、モーレスウオース等の演説より引きてジョン、ラッセル卿をして「ドルチエスターの組合員は甞に放免せらる可きものたるのみならず、無賃を以て相當の待遇を與へ、これを本國に歸還せしめざる可らず」との言を作さしめ、斯くて漸く彼等は一千八百三十七年に至りて放免の報に接し、一月三十日の月曜日を以て出帆し、六月十二日日出度く倫敦に到着せり。一千八百三十三年十二月九日の集會に參加せずして捕へられたるジエムス、ハムメットが歸國後（一千八百七十五年三月）物語る所に據るに彼は、宛も奴隸の如く僅に一磅にて賣却せられたり。罪人の姓名は紙籤に記載せられ代理商は一人一磅にて抽籤を行ふなり。ハムメットを抽當てたる代理商は雇主の姓名並に其在住の場所を教へて該所に出發せしめたり。彼の行程は異郷三百哩にして廿二日を支ふ可き食料を其背に負ひ、夜を過す可き定宿もなく、行く／＼道を尋ねつゝ、疲勞に身體

綿の如く、足部は腫れ上り、一人の案内もなく一片の金もなく唯だ粗惡なる食料を有するのみにして辛くも鬼の如き雇主の居所に辿り着けりと謂ふ。

然るにこれと相前後してグラスゴーに於て綿絲紡績業に従事せる労働者の激烈なる同盟罷工起り五名の首領は結黨脅嚇及び殺傷の罪名の下に告發せられて嚴刑に處せられたり。幾多の労働組合は既に倒れ殘存せるものと雖も著しく其組合員數を減じたり。不平と忿怒は正に此時代の特徴にして

新救貧法、不平等なる食料品の課税並に權力階級の限なき壓迫に對する憎惡の焰は當時の組合記録の上に炎々として燃へつゝあるなり。一千八百三十六年の労働者組合に於てローヴェット等の絶叫したる六箇條の要求は労働者階級が熱望の中心と爲り、一千八百三十七年末に創刊せる「北極星」は其發行部數に於て急速に他の地方紙を凌駕せり。而して這般の不平不満は一千八百三十九年より同四十二年に亘る券狀黨の一揆と爲りて現れたる。労働組合は券狀運動と行動を共にすることな

かりしと雖も、然も其組合員は最も有力なる援護者なりき。一千八百四十三年ランカツシエア及びミッドランズに起りたる同盟罷工は券狀黨の爲めに動されて政治的の一揆と爲り、ランカツシエア及びヨークシエアの労働俱樂部代表者總會は同年八月券狀が法律と爲るまでは其業を廢せんことを全労働者階級に勸説せんことを議決せり。

然れども飢餓に瀕せる者を説きて國家政治機關の改造せらるゝまで、同盟罷工を繼續せしめんとするの愚なるは臆て智略ある労働組合員の孰れも認むる所と爲るに至り、シエツフィールドに開催せられたる券狀黨集會が券狀を得んが爲めに一般的同盟罷工を要求するや、七地方組合の役員等は新聞紙に投書し、自己の組合が毫も同集會及び其決議に關與せざる旨を明言せり。而して一千八百三十九年ニユポート一揆に座してフロスト、ウイリアムス及びジョーンズ等が逮捕せられたる時の如きも労働者等は比較的冷淡にしてファガス、オコンノルをして「ドルチエスターの労働者やグ

ラスゴアの紡績職工に對して寄せたる熱誠の半ばにても彼等が有したりしならんには彼等は久しき以前に放棄せられたりしならんものを」との嘆聲を發せしめたる程なりき。

其後佛國に二月革命起るに及び死灰再び熱して四月十日一場の活劇を演出したりしと雖も、然も大體に於て勞働階級を襲ひたる革命の危険は既に去りぬ。新學說に養はれ、新訓練を経たる新時代の青年勞働者の時代は將に來らんとしつゝあるなり。

以上は George Howell 著 "Labour Legislation  
Labour Movements and Labour Leaders" 並  
L. Sid ney and Beatrice Webb 共著 "The  
History of Trade Unionism" より抄譯せるものなり。

廣告主御注の文は三田會學雜誌廣告に依る御附記を望む

本社は積立金八百萬圓餘あり保險申込人安心して後事を託するを得べし。本社は開業以來二十八年を経過し基礎確實動がざることを富嶽の如し。本社は明治十四年七月七日開業し我國に於ては生命保險の開祖なり。保險申込人の最も注意すべきは生命實なる會社を擇むにあり生命保險の効用は世人既に熟知せるを以て今多言せず創立より拂渡したる保險金高は五百有餘萬圓なり。全國樞要の地に支店を置き到處に代理店あり。日曜大祭祝日を除き毎日保險申込を受く。規則書は葉書にて御申越次第送呈す。

**明治生命保險株式會社**

東京市麹町區八重洲町壹番地  
電話 本局百三十五番  
本局千八百八十八番

本社は株金の外に諸積立金貳百四拾七萬餘圓ありて其の支拂最も迅速なり。本社は明治廿四年二月の開業にして十八年の經驗を有し基礎鞏固なり。保險に付したる物は抵當品の用を爲し低利の金員借用の益あり。料理屋旅人宿の如き保險すれば一朝營業の資本を失ふ恐なし。市町村共有物を保險するは地方經濟上最も得策ならん。製造所を火災保險に付せざれば一日も安心し難し。火災保險料は被保險地検査の上之を定む。日曜大祭祝日を除き毎日保險申込を受く。規則書は葉書にて御申越次第送呈す。

**明治火災保險株式會社**

東京市麹町區八重洲町壹番地  
電話 本局三百七十五番  
本局七百四十九番  
營業係用 本局千〇九十九番

**太田胃散**

胃散ハ 飲み過ぎ 食ひ過ぎ 過食 嘔吐 腹痛 胸痞 宿酔 溜飲 宿醉 船酔 嘔吐 飽食 食傷 食積 食慾減損 等に用ひて卓効あり

**能効治主**

此藥を持薬として毎食後に服用すれば消化機能を感じながらしめ食物胃中に停滞せず萬病の誘因たる胃痛腸加管兒症に極る事なきを保證す

胃散元祖 **太田信義**

東京市日本橋區吳服町十二番地

價藥  
命拾錢 金五拾錢  
命貳拾錢 金壹圓